

定 款

一般社団法人 福岡県自家用自動車協会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県自家用自動車協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福岡市東区に置く。

- 2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、自家用自動車に関する調査及び研究を行うとともに、国及び地方公共団体の運輸行政並びに交通行政に協力し、かつ、会員相互の緊密な連絡調整を図り、もって自家用自動車を利用する個人又は団体の健全な発展に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する調査、研究、統計及び資料の収集
 - (2) 自家用自動車に関する意見の公表及び関係諸機関に対する意見の開陳
 - (3) 道路運送法、道路交通法その他自動車関係法令の施行に対する協力
 - (4) 損害保険代理店業及び自動車共済事業
 - (5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に関する自動車の保管場所の現地調査業務及び資料の収集と整備
 - (6) 関係諸官庁及び関係団体との連絡協調並びに会員の福利厚生に関する業務
 - (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福岡県内において行うものとする。

第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 本協会は、この協会の事業に賛同する個人、又は団体であつて、次条の規定によりこの協会の会員になった者をもって構成する。

2 本協会に次の会員を置く。

(1) 本協会の地区内における自家用自動車団体（以下「団体会員」という。）

(2) 自家用自動車に関し学識経験を有する者で総会において推挙した者(以下「個人会員」という。)

3 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会の定めるところにより、その可否を決定し、これを本人に通知する。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

(会員の権利)

第8条 会員は、本協会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において会員総数の半数であつて、会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会時に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により、除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(権利の喪失)

第12条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 会員が、その資格を喪失したときは既に納入した会費その他の拠出金は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会費の額及び納入方法
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、総会の目的である事項及びその内容、日時並びに場所を示して開会の7日前までに書面で通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席会員のうちから選定する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。

(決議)

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第21条 本協会の総会の招集に当たって、総会に出席できない会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとする。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

- 2 総会に出席できない会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。
- 3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会に出席した構成員の数及び理事、監事、議長並びに議事録署名人の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) その他法令で定められた事項
- 2 議長及び出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち副会長2名以内、専務理事1名及び常務理事2名以内を置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 5 第3項の専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の業務を処理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 7 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任理事の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(責任免除)

第30条 本協会は、法人法第114条の規定により、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第31条 本協会に、任意の機関として、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の決議を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営上特に重要な事項について会長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。

- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、理事会で別段の決議がされない限り、再任されたものとみなす。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事から法人法第101条の規定に基づき、会長に開催の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対しその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事のうちから選定する。

(定足数)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、前条の出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項において議決に加わることができる理事に限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) その他法令で定められた事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第42条 本協会の資産は、会費その他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第43条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本協会の経費は、資産をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査をうけた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第3号、第4号、第5号の書類については、総会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 定款
- (3) 会員名簿

(剰余金)

第47条 本協会の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときは、その補填にあて、なお差益があるときは、総会の決議を得て、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第48条 本協会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得るものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 本協会に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会において別に定める。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 3 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 補則

(細則)

第 5 4 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散と登記を行ったときは、第 4 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は、石橋友之祐とする。